

第6回「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」結果概要

1. 日 時

平成28年3月30日（木）14：00～16：00

2. 場 所

国土交通省（合同庁舎3号館）4階特別会議室

3. 出席者

別紙1のとおり。

4. 主な議題

- (1) 国際海上コンテナの横転事故等の発生状況等
- (2) 平成27年度の活動報告
- (3) 国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインのフォローアップ調査の結果について
- (4) SOLAS条約の改正内容
- (5) 国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン等の一部改訂

5. 議事概要

- (1) 国際海上コンテナの横転事故等の発生状況等

事務局より、過去10年間の国際海上コンテナの横転事故等の発生件数の推移の報告が行われるとともに、平成26年8月に発生したトラクタ・コンテナセミトレーラの米油漏洩事故概要等について、事故調査委員会の報告書（平成27年11月）の内容の周知等により再発防止に努めていくことが報告された。

- (2) 平成27年度の活動報告

事務局より、平成27年度の活動報告が行われ、意見交換が行われた。

地方連絡会議について、各々の議論の概要など開催状況について報告が行われるとともに、過去9年間に発生した国際海上コンテナの横転事故発生時の積載物の日英対応表について報告が行われた。

- (3) 国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインのフォローアップ調査の結果について

事務局より、平成27年度に行った国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインのフォローアップ調査の結果について報告が行われ、平成25年に行われた同調査と比較し、概ね各種伝達状況が改善されていることが確認

された。

各委員より、当該調査では重量等の情報の伝達経路がトラック事業者からトラック運転者へのみで限定されており、本当にトラック運転者の半数しか重量情報を知らないか疑問である。その他の関係者から情報伝達されている可能性もあるので、実際に運転者が重量情報等を入手しているのかどうかについて調査を行う等、調査項目について更なる検討が必要であることが確認された。

(4) SOLAS条約の改正内容

海事局検査測度課より、SOLAS条約の改正内容について、国内での制度化の概要として、船舶安全法体系の省令改正等により担保すること及び改正のスケジュール並びに輸出コンテナ総重量を確定させる方法について報告された。

(5) 国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン等の一部改訂

事務局より、SOLAS条約の改正を踏まえた、安全輸送ガイドライン及びマニュアルの改正内容について報告された。当該条約の改正により、条約加盟国は輸出コンテナの総重量を明確に伝達するよう義務付けられることを踏まえ、各関係者が輸出コンテナ1本ごとの総重量を伝達するとともに、非加盟国からのコンテナであっても、極力コンテナ1本ごとの総重量の伝達を依頼するよう、書きぶりを改めたことが報告された。